福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に定める 「その他知事が必要と認める書類」について

このことについて、要綱別表1(2)に掲げる「介護施設等の整備に関する事業」を実施する場合に必要となる書類を、下記のとおりとしますので申請等に当たっては留意願います。

記

1 交付要綱第3条第2項第5号(交付申請時)

事 業 名	必要書類
地域密着型サービス等整備助成事業	別紙1-(1)、別紙1-(2)
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	別紙2-(1)、別紙2-(3)、別紙2-(4)
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化 改修等支援事業	別紙3-(1) 別紙3-(2)~(6)(※対応する事業の様式)
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 事業	別紙4-(1)、別紙4-(3)
介護職員の宿舎施設整備事業	別紙5-(1)、別紙5-(2)
全事業共通(市町村を除く)	補助金の振込先が確認できるもの (通帳の写し等)

2 交付要綱第8条第2項第4号(概算払請求時)

全事業共通	出来高計算書(任意様式)
-------	--------------

3 交付要綱第10条第1項5号(実績報告時)

事 業 名	必要書類
地域密着型サービス等整備助成事業	別紙1-(3)、別紙1-(4)
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	別紙2-(2)、別紙2-(3)
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化 改修等支援事業	別紙3-(7) 別紙3-(8)~(12)(※対応する事業の 様式)
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援 事業	別紙4-(2)、別紙4-(4)
介護職員の宿舎施設整備事業	別紙5-(3)、別紙5-(4)

<u>※</u>上記の他、提出を求める書類(図面等)については、別紙 $1\sim5$ の各様式に記載していますので、御確認ください。

※必要に応じて、追加で書類を求める場合があります。